相続の手続きチェックリスト

期限のある手続きを、早い順に並べました。終わったら□に印を付けます。

亡くなった日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	手続き	期限	期限の日	出す所	メモ
□	**死亡届**	亡くなったことを知った日から7日以内		市区町村の役所	届け出るのは親族・同居者など
□	**年金の死亡届**	10日以内（国民年金は14日以内）		年金事務所など	マイナンバーが年金機構に登録されていれば、原則いらない
□	**未支給の年金の請求**	―		年金事務所	亡くなった月の分までの年金を、生計を同じくしていた遺族が受け取れる
□	**相続放棄・限定承認**	相続を知った時から3か月以内		家庭裁判所	借金が多いときに。収入印紙800円（1人につき）と郵便切手
□	**準確定申告（亡くなった人の所得税）**	相続を知った日の翌日から4か月以内		税務署	1月1日から亡くなった日までの所得を申告する
□	**相続税の申告と納税**	亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内		税務署	遺産が基礎控除（3,000万円＋600万円×相続人の数）を超えるとき
□	**相続登記（不動産の名義を変える）**	不動産を相続で取得したと知った日から3年以内		法務局	正当な理由なく怠ると10万円以下の過料

期限の前にしておくこと

- □ 遺言書があるか確かめる
- □ 戸籍を集め、相続人を確定する
- □ 財産と借金を書き出す
- □ 相続税がかかるかを計算する
- □ 遺産の分け方を話し合い、協議書にする

月と年の期限は、亡くなった日（知った日）と同じ日付で数えた目安です（国税庁の例：1月6日に亡くなったら11月6日）。期限が土日・祝日なら翌日になることがあります。日数の期限は数え方が手続きで違うので、出す先で確かめてください。

出典：裁判所「相続の放棄の申述」／法務省「死亡届」／法務省「相続登記の申請義務化について」／日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」／日本年金機構「年金受給者が亡くなりました。何か手続きは必要ですか。」／国税庁 タックスアンサー No.2022「納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）」／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（2026/11/10 確認）